



島根県報

平成17年10月1日(土)
号外 第98号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

職員の研修に関する事務の受託(3件)	(人 事 課)	1
町の区域の設定及び字の区域の廃止	(市 町 村 課)	4
町及び字の区域の廃止、町の区域の設定並びに町の名称の変更	(")	5
字の名称の変更	(")	6
公平委員会の事務の受託	(")	7
浜田市の人口	(")	8
大田市の人口	(")	8
吉賀町の人口	(")	8
漁港の指定内容の変更(3件)	(漁港漁場整備課)	8

告示

島根県告示第1,046号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により浜田市の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

浜田市の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 浜田市(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度市長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を市長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに市長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に

関する部分を市長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

島根県告示第1,047号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により大田市の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

大田市の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 大田市（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度市長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を市長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに市長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を市長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

島根県告示第1,048号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により吉賀町の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

吉賀町の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 吉賀町（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度町長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を町長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剩余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るために、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

島根県告示第1,049号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、浜田市長職務執行者から次のとおり町の区域を新たに画し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の設定及び字の区域の廃止の効力は、平成17年10月1日から生ずる。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

1 浜田市において字を廃止する区域

大字東平原（平成17年9月30日において浜田市大字東平原に属していた区域をいう。）、大字今福、大字入野、大字宇津井、大字追原、大字小国、大字上来原、大字久佐、大字七条、大字下来原、大字長田、大字波佐、大字市木、大字今市、大字木田、大字来尾、大字坂本、大字重富、大字都川、大字本郷、大字丸原、大字山ノ内、大字和田、大字稻代、大字大坪、大字小坂、大字門田、大字木都賀、大字高内、大字田野原、大字栎木、大字長安本郷、大字野坂、大字程原、大字三里、大字芦谷、大字井川、大字井野、大字岡見、大字折居、大字上古和、大字黒沢、大字河内、大字西河内、大字下古和、大字東平原（平成17年9月30日において三隅町大字東平原に属していた区域をいう。）、大字古市場、大字三隅、大字湊浦、大字向野田、大字室谷、大字矢原

2 浜田市において新たに町を画する区域

町名	区域
東平原町	旧大字東平原の区域（平成17年9月30日において浜田市大字東平原に属していた区域をいう。）
金城町今福	旧大字今福の区域
金城町入野	旧大字入野の区域
金城町宇津井	旧大字宇津井の区域
金城町追原	旧大字追原の区域
金城町小国	旧大字小国の区域
金城町上来原	旧大字上来原の区域
金城町久佐	旧大字久佐の区域
金城町七条	旧大字七条の区域
金城町下来原	旧大字下来原の区域
金城町長田	旧大字長田の区域
金城町波佐	旧大字波佐の区域
旭町市木	旧大字市木の区域
旭町今市	旧大字今市の区域
旭町木田	旧大字木田の区域
旭町来尾	旧大字来尾の区域
旭町坂本	旧大字坂本の区域
旭町重富	旧大字重富の区域
旭町都川	旧大字都川の区域
旭町本郷	旧大字本郷の区域
旭町丸原	旧大字丸原の区域
旭町山ノ内	旧大字山ノ内の区域
旭町和田	旧大字和田の区域
弥栄町稻代	旧大字稻代の区域

弥栄町大坪	旧大字大坪の区域
弥栄町小坂	旧大字小坂の区域
弥栄町門田	旧大字門田の区域
弥栄町木都賀	旧大字木都賀の区域
弥栄町高内	旧大字高内の区域
弥栄町田野原	旧大字田野原の区域
弥栄町栎木	旧大字栎木の区域
弥栄町長安本郷	旧大字長安本郷の区域
弥栄町野坂	旧大字野坂の区域
弥栄町程原	旧大字程原の区域
弥栄町三里	旧大字三里の区域
三隅町芦谷	旧大字芦谷の区域
三隅町井川	旧大字井川の区域
三隅町井野	旧大字井野の区域
三隅町岡見	旧大字岡見の区域
三隅町折居	旧大字折居の区域
三隅町上古和	旧大字上古和の区域
三隅町黒沢	旧大字黒沢の区域
三隅町河内	旧大字河内の区域
三隅町西河内	旧大字西河内の区域
三隅町下古和	旧大字下古和の区域
三隅町東平原	旧大字東平原の区域(平成17年9月30日において三隅町大字東平原に属していた区域をいう。)
三隅町古市場	旧大字古市場の区域
三隅町三隅	旧大字三隅の区域
三隅町湊浦	旧大字湊浦の区域
三隅町向野田	旧大字向野田の区域
三隅町室谷	旧大字室谷の区域
三隅町矢原	旧大字矢原の区域

島根県告示第1,050号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、大田市長職務執行者から次のとおり町及び字の区域を廃止し、町の区域を新たに画し、並びに町の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の廃止、町の区域の設定並びに町の名称の変更の効力は、平成17年10月1日から生ずる。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

1 大田市において町の区域を廃止する区域

湯里、温泉津、福波、井田の区域

2 大田市において字の区域を廃止する区域

大字湯里、大字西田、大字小浜、大字上村、大字飯原、大字福光、大字今浦、大字吉浦、大字井田、大字福田、大字太田、大字荻村、大字仁万町、大字天河内町、大字宅野町、大字大國町、大字馬路町の区域

3 大田市において新たに町の区域を画する区域

町名	区域
温泉津町温泉津	旧温泉津の区域のうち大字小浜、大字上村、大字飯原を除く区域
温泉津町小浜	旧温泉津大字小浜の区域
温泉津町上村	旧温泉津大字上村の区域
温泉津町飯原	旧温泉津大字飯原の区域
温泉津町湯里	旧湯里大字湯里の区域
温泉津町西田	旧湯里大字西田の区域
温泉津町福光	旧福波大字福光の区域
温泉津町今浦	旧福波大字今浦の区域
温泉津町吉浦	旧福波大字吉浦の区域
温泉津町井田	旧井田大字井田の区域
温泉津町福田	旧井田大字福田の区域
温泉津町太田	旧井田大字太田の区域
温泉津町荻村	旧井田大字荻村の区域
仁摩町仁万	旧大字仁万町の区域
仁摩町天河内	旧大字天河内町の区域
仁摩町宅野	旧大字宅野町の区域
仁摩町大國	旧大字大國町の区域
仁摩町馬路	旧大字馬路町の区域

備考 「温泉津町」は「ゆのつちょう」と読むものとする。

4 大田市において町の名称を変更する区域

現在の町名	変更後の町名
祖式町祖式	祖式町

島根県告示第1,051号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉賀町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成17年10月1日から生ずる。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

吉賀町において字の名称を変更する区域

現在の字名	変更後の字名
大字大野原	大野原

大字柿木	柿木
大字桝谷	桝谷
大字木部谷	木部谷
大字下須	下須
大字白谷	白谷
大字福川	福川
大字朝倉	朝倉
大字有飯	有飯
大字上高尻	上高尻
大字蔵木	蔵木
大字九郎原	九郎原
大字幸地	幸地
大字真田	真田
大字沢田	沢田
大字注連川	注連川
大字下高尻	下高尻
大字立河内	立河内
大字立戸	立戸
大字蓼野	蓼野
大字田野原	田野原
大字七日市	七日市
大字抜月	抜月
大字樋口	樋口
大字広石	広石
大字六日市	六日市

島根県告示第1,052号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により吉賀町の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

- 吉賀町の公平委員会の事務委託に関する規約
 （公平委員会の事務の委託）
- 第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、吉賀町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を島根県（以下「乙」という。）に委託する。
 （経費）
- 第2条 乙が前条の規定による委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。
 （その他必要な事項）
- 第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

島根県告示第1,053号

平成17年10月1日から浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村及び同郡三隅町を廃し、その区域をもって浜田市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定により浜田市の人口を次のとおり告示する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

浜田市 65,463人

島根県告示第1,054号

平成17年10月1日から大田市、邇摩郡温泉津町及び同郡仁摩町を廃し、その区域をもって大田市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定により大田市の人口を次のとおり告示する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

大田市 42,573人

島根県告示第1,055号

平成17年10月1日から鹿足郡柿木村及び同郡六日市町を廃し、その区域をもって同郡吉賀町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定により吉賀町の人口を次のとおり告示する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

吉賀町 8,179人

島根県告示第1,056号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、須津漁港の所在地及び区域の水域を次のように変更する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

1 所在地

浜田市三隅町

2 水域

庵寺山三角点（標高88.75メートル）（北緯34度46分24秒、東経131度55分59秒）から270度40分1,340メートルの地点に設置された標柱（イ点）から大島東端に引いた線（イ線）、三隅町岡見5203番の1に設置された標柱（口点）から大島西端に設置された標柱に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面

島根県告示第1,057号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、温泉津漁港の所在地及び区域の水域を次のように変更する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

1 所在地

大田市温泉津町

2 水域

温泉津町水谷イ795番地西角（イ点）から214度30分に引いた線（イ線）及び陸岸により囲まれた海面

島根県告示第1,058号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、仁万漁港の所在地並びに区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成17年10月1日

島根県知事 澄田信義

1 所在地

大田市仁摩町

2 水域

仁万漁港東防波堤灯台（北緯35度9分29秒、東経132度23分58秒）から11度862メートルの地点をイ点とし、イ点から319度512メートルの地点（口点）に引いた線（イ線）、口点から199度1494メートルの地点（ハ点）に引いた線（口線）、ハ点から119度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

3 陸域

水域の欄に規定するイ点から319度に水際線まで引いた線、イ点から95度130メートルの地点（二点）に引いた線、二点から129度273メートルの地点（木点）に引いた線、木点から205度251メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から111度147メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から188度149メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から195度30分216メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から226度30分235メートルの地点（又点）に引いた線、又点から247度30分229メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から263度30分189メートルの地点（ヲ点）に引いた線、ヲ点から177度92メートルの地点（ワ点）に引いた線、ワ点から149度107メートルの地点（カ点）に引いた線、カ点から156度12メートルの地点（ヨ点）に引いた線、ヨ点から290度30分114メートルの地点（タ点）に引いた線、タ点から253度56メートルの地点（レ点）に引いた線、レ点から7度30分256メートルの地点（ソ点）に引いた線、ソ点から313度30分107メートルの地点（ツ点）に引いた線、ツ点から262度30分106メートルの地点（ネ点）に引いた線、ネ点から235度232メートルの地点（ナ点）に引いた線、ナ点からハ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内島しょ

